

発達が遅れがちなお子さんのために

手帳の交付について

身体障害者手帳

問 障がい福祉課障がい支援係 ☎ 21-2205

身体障がい児が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

上肢・下肢・体幹・目・耳・平衡・音声・言語・そしゃく・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓等に障がいがあるため、日常生活に著しい制限を受けている児童が交付対象です。

※1級(重度)から6級(軽度)に区分されます。

療育手帳

問 障がい福祉課障がい支援係 ☎ 21-2203

知的障がい児が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

県南児童相談所において、心身の発達、日常の生活、行動、知的能力、社会性などを心理・社会・医学的に診断し判定します。

※A1(最重度)からB2(軽度)に区分されます。

精神障害者保健福祉手帳

問 障がい福祉課障がい支援係 ☎ 21-2205

一定の精神障がいの状態にある児童が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

※1級(重度)から3級(軽度)に区分されます。

各種サービス

問 障がい福祉課障がい支援係 ☎ 21-2205

児童発達支援

就学前のお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

民間事業者が設置する施設でもサービスが受けられます。

利用者負担があります。(3歳になって初めての4月1日から3年間は無償になります。)

広告

児童発達支援・放課後等デイサービス

K'きっず

TEL 0282-21-8017

FAX 0282-21-8018

〒328-0032 栃木県那須市神田町2-8 URL <https://kiyota-fukushi.jp>

お問い合わせ> 平日10:00~17:00 お気軽にお問い合わせください！

QRコード

放課後等デイサービス

就学している児童に、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などを放課後や休日に行います。

民間事業者が設置する施設でサービスが受けられます。

※利用者負担があります。

短期入所

家庭において児童の介護が一時的に困難になった場合、施設へ短期間入所して、適切な支援が受けられます。

※利用者負担があります。

手当と助成

障害児福祉手当

問 障がい福祉課障がい福祉係 ☎21-2203

在宅の心身に重度の障がいがある20歳未満の方に月額14,850円を支給します。

※認定個別基準および所得制限があります。

特別児童扶養手当

問 障がい福祉課障がい福祉係 ☎21-2203

在宅の心身に障がいがある20歳未満の方の養育者に、月額52,400円または34,900円を支給します。

※認定個別基準および所得制限があります。

自立支援医療(育成医療)

問 障がい福祉課障がい福祉係 ☎21-2203

市内に住所を有する18歳未満の方の身体の障がい、または放置すると将来障がいを残すと認められる疾患に対して、指定医療機関において受けた医療費の一部を助成します。

※対象となる障がいまたは疾患、医療機関、治療方針が定められています。

※原則として事前の申請が必要で、所得制限があります。

自立支援医療(精神通院)

問 障がい福祉課障がい支援係 ☎21-2205

通院により精神疾患の治療を受けている方に対し、医療費の一部を助成します。

特定疾患者介護手当

問 障がい福祉課障がい福祉係 ☎21-2203

栃木県が交付する、特定医療費(指定難病)受給者証、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証をお持ちの方に対し、月額3,000円を支給する制度です。

発達が遅れがちなお子さんのため

広 告

社会福祉法人 すぎのこ会

①あすなろ

栃木市大曾川町572番地2
☎0282-20-8338

②あすひ

栃木市吹上町571番地
☎0282-21-7101

③もくせいの里

栃木市大平町西山田1198番地
☎0282-43-0593

④ひまわり

栃木市岩舟町静1612番地
☎0282-55-4800

⑤やまと

栃木市万町27番9号
☎0282-28-6375

⑥はまなす

栃木市岩舟町曲ヶ島806番地1
☎0282-54-3131

福祉サービスに関するご質問は、お気軽にご相談ください!

TEL.0282-25-6924

社会福祉法人すぎのこ会 包括支援事業所すぎのこ
(受付時間 8:30~17:30/平日)

社会福祉法人すぎのこ会
法人WEBサイトをご覧ください
www.suginokokai.or.jp



重度障がい児支援手当

問 障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 21-2203

在宅の心身に重度の障がいがある20歳未満の方の養育者に、月額3,000円を支給します。

※認定個別基準および所得制限があります。

補装具費助成および日常生活用具の給付

問 障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 21-2203

身体障害者手帳や小児慢性特定疾病医療費受給者証を所持している方は、障がいの部位や程度により、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を受けることができます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

問 障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 21-2203

両耳の聽力レベルが原則として30dB以上70dB未満であり、身体障害者手帳の交付対象とならず、補聴器の装用が必要であると医師の診断を受けている18歳未満の方に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

その他

問 障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 21-2203

障がいの部位や程度により、福祉タクシーカードの交付や有料道路通行料金の割引制度等があります。

税金の控除等

身体障害者手帳を所持している場合、所得税および住民税の所得控除が受けられます。また、手帳の内容等により自動車税の減免が受けられます。

相談したいときは

問 障がい福祉課

障がい児者相談支援センター係

☎ 21-2219・2235・2236・2208

栃木市障がい児者相談支援センター

栃木市障がい児者相談支援センターは、栃木市にお住いの障がいのある方、そのご家族の相談窓口です。

障がいの種別、手帳の有無は問いませんので、お子さんとの日々の生活での困りごとや悩みごとについて一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。



室内で楽しもう！ひとりであうち遊びを ENJOY

①

折って吹いて「折り紙遊び」

折り紙を使った知育遊びは、子どもの集中力アップにもってこい。はじめての折り紙遊びでおすすめなのが三角折りです。折り紙の基本動作が入っているので、練習代わりにたくさん折ってみましょう。机の上に立て、息を吹きかけたり、子どもたちは飛び散る様子に大興奮。



用意するもの ◆ 折り紙